

環境に係る情報協議会

国営施設応急対策事業 八十土地区

1. 事業の概要(案)

《事業の目的》

本地区の基幹的な農業水利施設は、国営八十土地改良事業（昭和62年度～平成7年度）により造成されたが、幹線排水路においては河口施設の一部が倒壊する不測の事態が発生し、排水機能に支障を来しているとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を要している。

このため、本事業では、幹線排水路の機能を保全するための整備を行うことにより、排水機能の維持及び施設の維持管理の費用と労力の軽減を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資するものである。

《受益面積》 601ha（畑601ha）

《主要工事計画（案）》 河口施設（改修）

2. 環境に対する考え方

（「紋別市田園環境整備マスタープラン」より）

《農村環境の現状と課題》

【 現 状 】

一級河川渚滑川を始め、約20本強の河川がオホーツク海、コムケ湖等の湖沼へ注いでいて、さけ・ます等の遡上河川となっている。海岸線には汽水性の潟湖があり、潟湖を含む海岸線は原生花園、自然景観保護地区及び鳥獣保護区に指定されている。

【 課 題 】

排水路においても自然生態系を損なわないような工法（魚道や産卵床等）を採用するほか、周辺環境の保全や環境に配慮した工法による施設整備、農地と河川の緩衝帯としての河畔林の再生を図る必要がある。

《環境保全の基本的考え方》

環境に配慮した農業地域の形成と、活力とうるおいのある農業を確立するとともに、自然と調和した河川や海岸域の保全を図る。また、コムケ湖周辺、オムサロ原生花園周辺の自然生態系に十分配慮し、自然環境の保全を図る。

3. 環境配慮計画

《基本方針》

地域の環境保全に対する基本方針を踏まえ、本事業における施設の改修にあたっては、生息・生育する動植物の保全及び水と緑のネットワーク形成に配慮し、自然環境への配慮を図る。

《取り組み内容》

【 生態系への配慮 】

- ・ 海域への濁水流出防止を図るため、濁水流出防止膜を設置する。
- ・ 魚類の生息環境への影響を回避するため、回遊期間を避けた施工時期を設定する。
- ・ 鳥類の生息環境への影響を回避するため、低騒音型重機を用いて施工する。
- ・ 海岸に生育する植物への影響を回避するため、資材ヤード等を左岸に設置し、右岸の海岸植生を保全する。